

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更について

平成30年3月
内閣府地方創生推進事務局

1. 変更理由

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）の成立に伴い所要の変更を行うとともに、認定基本計画の実施状況についての評価の実施等に係る記載内容の充実（PDCAサイクルの強化）等を図るもの。

2. 主な変更内容

①通訳案内士法等の改正に伴う変更（第7章関係）

通訳案内士法の改正により、地域通訳案内士制度が創設されたことに伴い、中心市街地特例通訳案内士制度が廃止されたため、中心市街地特例通訳案内士育成等事業に関する記載を削除。

②認定基本計画の実施状況についての評価の実施等に係る記載内容の充実（第2章関係）

- ・政府全体の施策の実施状況等についての評価等の体制を強化するため、**定期的**に**情報共有等**を図るための**関係府省庁連絡会議の開催**に関する記載を追加。
- ・**定期フォローアップ**を踏まえた**認定基本計画の見直し等**についての**助言の実施**に関する記載を追加。
- ・認定基本計画における**成功事例の分析、公表**に関する記載を追加。
- ・認定基本計画の**期間終了後**における**継続的な評価の実施**に関する記載を追加。

(参考) まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版 (平成29年12月12日閣議決定)

Ⅲ. 今後の施策の方向 3. 政策パッケージ

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する
(ア) まちづくり・地域連携 D-①地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

「中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点として、ひとの集う「まちの賑わい」づくりを推進するため、関係府省庁の連携を強化し、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図る。」

※下線部分は、平成29年12月の2017改訂版において新たに追加。